

2 6 陳 情 第 7 号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律におけるダンス規制の見直しを求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 3 月 7 日受理、平成 2 6 年 3 月 7 日付託
陳 情 者	新宿区大久保_____ 一般社団法人 _____ 会長 _____ 外 2 名

(要 旨)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の、「ダンス規制」の見直しを求める意見書を、国会及び政府に提出してください。

(理 由)

ダンスは人の表現行為であり、文化の一翼を担う存在であると同時に、多くの国民の愛好する趣味としても重要な地位を占めています。平成 2 4 年度からは中学校の男子生徒も含めて必修となっており、今後、わが国におけるダンス文化はますます発展し、さらに多くの国民がダンスに親しみ、ダンスを愛好することが期待されています。

しかるに、終戦直後の昭和 2 3 年に制定された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という)は、「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を「風俗営業」として規制してきました。

しかしながら、その後、我が国においては、ダンスをめぐる状況は大きく変化し、社交ダンス以外にもエアロビックダンス、ヒップホップ、ジャズダンス、フラダンス、ベビーダンスなど数え切れないほど多種多様なダンスが愛好されるようになり、ダンスを楽しむ場としても、ダンス教室だけではなく、ダンスサークルのような新たなダンスを楽しむ場が数多く誕生しました。地域とのトラブルなどもなく、良好な関係の中で、営業が行われている状況があるにもかかわらず、こうした新しいダンスやダンスサークルも、引き続き風営法の規制下にあり、それにより、公共施設でのダンス教室やダンスを伴う集会在禁じられるなど、様々なひずみが生じています。

ダンスは、音楽を聴けば身体が動くという人間の極めて本質的かつ自然な自己表現であり、各国の民族舞踊から発展し、各々の国が大切にしている文化でもあります。日本でも、大使館の後援による晩餐舞踏会から、音楽を聴いて身体を揺らす単純なダンスまで、多くの区民が日常的に楽しむものになっています。

また、政府において、観光立国を目指し、海外からの観光客誘致の拡大を実現しようとする中で、国際都市新宿においてもダンスを楽しむ場が発達している事は、文化交流、経済効果としても重要であります。近年の生活パターンが多様化する中、新宿区内の商業地区において、カラオケ同様にダンスを伴う深夜営業が行われても、これによって騒音など近隣から苦情が出る状況は発生しにくく、そもそも騒音等であればダンスとは関

係なく、必要な規制は地方行政がその都市の状況に応じて条例で規制する方が現実的であり、既に行われてもいる現状にもあります。折しも政府の規制改革会議のワーキンググループにおいて、ダンスの営業規制が取り上げられるなどの動きもあるところであります。

ダンスホールを取締りの対象にした、風営法の制定から既に 70 年近くを経て、時代も大きく変わった今日、ダンスを切り口とする規制は現状に合わず、矛盾や弊害が多大であることから、時代に適合しない法律となっています。そのような時代の変化を受け、改めて、風営法によるダンスを切り口とする規制の撤廃を求める気運が高まる今日、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の、「ダンス規制」の見直しを求める意見書を国会及び政府に提出していただくよう陳情いたします。